

障害者支援施設への入所事務手続きについて

平成24年 2月18日

島根県障がい福祉課

第1 趣旨

この手続きは、施設入所支援は、利用者と施設の契約に基づくサービス利用であるとの趣旨を踏まえながら、障害者支援施設への入所を希望する者の円滑かつ公平な入所を図るため、申込み手続き、入所待機者の管理及び緊急に入所を必要とする場合の調整について、各市町村及び障害者支援施設との協議調整に基づき、統一的な取扱いを示すものである。

第2 入所申し込み

- (1) 市町村は、入所希望者から、施設入所に関する介護給付費の支給申請を受理した場合は、速やかに調査等を行い、支給の要否を判断し、施設入所が相当と認められる場合は、入所希望者に「入所事前申込書」(様式第1号)の提出を求める。
- (2) 市町村は、入所希望者又はその親族に対し、施設情報を提供するとともに、入所を希望する施設への事前見学、面談を行うよう助言するなど、適切な施設選定ができるよう配慮する。

第3 市町村による施設への入所依頼

- (1) 市町村は、施設入所が相当と判断した者について、次の書類を施設に提出する。なお、当該入所申込者が計画相談又は委託による相談支援の対象者である場合は、当該相談支援専門員の意見を踏まえて作成する。

①入所事前申込書

②入所依頼書(様式第2号)

③添付書類(介護給付費支給申請書、障害程度区分認定調査票、医師意見書及び勘案事項が分かる文書の写)

第4 入所決定又は入所待機者名簿への登載

施設は、入所事前申込書等を受領したときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 施設定員に空きがある場合は、施設基準に定めるサービスが提供を拒む正当な理由がある場合を除き、入所申込みを承諾し、入所契約に関する手続きを行う。
- (2) 施設定員に空きがない場合は、施設基準に定めるサービス提供を拒む正当な理由がある場合を除き、入所申込みを受理し、入所待機者名簿(様式第3号)に登載し、入所待機者登録通知書(様式第4号)により市町村に通知する。
- (3) (2)の入所待機者名簿への登載は、施設が市町村から入所依頼書等を受領した日の順とし、同一日の場合は、介護給付費支給申請日の早いものを先順位とする。
- (4) 施設基準に定めるサービス提供を拒む正当な理由があるときは、その具体的な理由を明らかにし、市町村に連絡する。市町村はその内容を確認した上で、入所申込者に他の施設のあっせんを行う。

- (5) サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない場合であって、当該施設の特徴と入所申込者の障がい特性を勘案し、明らかに他の施設が対象者に対し、より適切な支援ができると考えられる場合は、当該申込みを受理した上で、市町村に対しこの旨を申し出ることができる。申し出を受けた市町村は、状況を確認し、必要に応じて入所申込者の意向を確認した上で施設に検討の結果を回答する。

第5 入所待機者の適切な把握

- (1) 施設は、退所等により、新たに入所が可能となった場合は、待機者名簿の順位により入所させるものとして、該当市町村に連絡する。但し、施設設備の状況から性別による順位変更及び第6の緊急入所調整を行う場合は、名簿の順位によらないことができる。
- (2) 市町村は、待機者が他の施設に入所、死亡、その他の理由により、施設入所が不要になったときは、直ちに「入所待機辞退届」(様式第5号)を施設に提出する。また、障害程度区分認定の更新などにより状況に変化があったときは、関係資料を添えて施設に報告する。
- (3) 市町村は、毎年度4月1日現在の待機者の現況を「入所待機者の現況報告書」(様式第6号)により、該当の施設に送付し、施設は待機者名簿と照合し、確認する。
- (4) 施設は、毎月初日における入所者及び待機者の状況を、「入所者数等報告書」(様式第7号)により、島根県健康福祉部障がい福祉課(以下「県」という。)に報告する。県は、その状況をホームページで公表する。

第6 緊急に入所を必要とする者の取扱い

- (1) 介護者の疾病等により、在宅生活の継続が困難で緊急に施設入所を必要とする理由がある場合は、市町村は、当該入所申込者の状況及び希望並びに待機者の状況を勘案して、緊急入所調整依頼書(様式第8号)により一つの障害者支援施設に緊急入所調整依頼を行うことができる。
- (2) 緊急入所調整依頼を受けた場合は、施設は、当該施設の役職員及び1名以上の役職員以外の委員で構成する入所調整委員会を設置し、この委員会に、当該申込みに係る市町村及び先順位の申込みに係る市町村の担当者の出席を求め、入所調整会議を開催し協議調整したうえで、適否を判断する。市町村間の調整がつかない場合は、入所調整委員会の判断により決する。
- (3) 関係市町村は、入所調整会議に出席し、協議調整に協力するものとする。
- (4) 知的障がいを有する者の緊急入所調整に当たって、施設は、必要があると認めるときは、対象者の障がいの状態等について、島根県立心と体の相談センターに助言を求め、又は、特に必要があるときは、調整委員会への職員の出席を依頼することができる。
- (5) 緊急入所の決定は、下記のいずれの条件も満たす場合とし、下記の基準により行う。なお、同種施設に空きがあって入所が可能な場合は、当該施設への入所を検討すること。

(緊急入所の要件)

- ① 介護者の死亡、長期療養、介護放棄等により必要な介護が得られない場合、又は強度の行動障がいや重度の心身障がいのある場合で介護者の疲弊が著しい場合
- ② 地域生活支援のためのサービス活用を凶っても、生活の維持が困難であること。
- ③ 病院での待機や介護保険施設等他法他施策での施設利用ができないこと

④本人の障がい特性から、当該施設を選ぶ合理的な理由があること

(緊急性を判断する基準)

次の各項目について評価し、当該施設における上位待機者と比べ、緊急性があると判断される場合に認めるものとする。

①本人の状況

・障がいの状態 ・医療ケアの必要性 ・入所についての受けとめ

②家庭生活の状況

・同居親族の有無 ・主たる介護者の現況 ・住居の状況 ・経済状況

③福祉サービスの活用状況と見通し

・現在利用中の各種福祉サービス ・利用可能な地域のサービス資源

④病院、他法施設の利用可能性

・他法施設（病院を含む。）への入所（入院）可能性

(6) 養護者等による虐待又は災害により被災した場合で、緊急に入所が必要と判断される場合は、市町村は、緊急入所調整依頼書（様式第8号）により一の施設に入所調整を依頼する。依頼を受けた施設は、その状況を確認したうえで、サービス提供が可能であれば、(2) から (5) の手続きによらず緊急入所を承諾する。

(7) 強度行動障がい者の各地域での支援を推進するため、強度行動障がい特別支援として光風園に入所した者を地域の施設で受け入れるに当たっては、(2) から (5) の手続きによらず、該当市町村、施設、県及び島根県心と体の相談センターによる調整を経て、入所を承諾する。

第7 特別支援学校卒業予定者の申込み

(1) 卒業学年の10月1日（週休日であるときは直後の開庁日）から、市町村に介護給付費申請書を提出することができるものとし、市町村は、第2及び第3の手続きを行い、施設に入所申込みを行う。この場合において、入所待機者名簿への登載は、介護給付費申請書受理年月日の順によることとし、入所待機者名簿中、依頼書受理年月日の欄には、介護給付費申請書受理年月日を記載する。

→入所を必要とする時期が同一の申込みが同時期に多数あるため、市町村間の公平を期す観点から、たとえば10月1日に手続開始した場合は10月1日を待機順位判断の基準日とする。従って、一般の入所申込み者との間では、先後関係が逆転することはあり得る。

(2) 介護給付費申請書受理年月日が同一の申込みが複数ある場合は、関係市町村と施設が調整のうえ順位を決する。

第8 現在の待機者の適正化

(1) 各市町村は、現在待機者名簿に登載されている待機者のうち、今なお入所が必要な者について、第3の入所申込み書類を作成し、再度施設に提出する。これまで3以上の施設に申し込んでいた場合は、自らが選択する2施設に限定して申し込むこととし、再度の申込みを受けた施設は、既往の入所待機者名簿の順位により待機者名簿を再作成する。

- (2) これまでの待機者名簿に登載されていた者で新たな待機者名簿に登載されていない者については、関係市町村に確認した上で削除する。

第9 その他

- (1) 本手続きの運用について、疑義のあるときは、県に照会する。
- (2) 当分の間、県は、本手続きの運用状況を毎年度確認し、併せて、施設及び関係機関の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第10 適用開始日

平成25年3月1日以降に介護給付費支給申請書を受理したものからこの手続きによる入所申込みを行うものとし、同日から平成25年5月31日までの間に第8の整理を終えるものとする。